

職需発第 0530001 号  
平成 17 年 5 月 30 日

都道府県労働局

職業安定部長 殿  
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長  
(公印省略)

### 特定製造業務についての派遣受入期間の制限について

特定製造業務についての派遣受入期間の制限については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）附則第 5 項により、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は 1 年とされているが、問い合わせが多いことから、これに関する留意点を下記のとおり整理したので、労働者派遣事業関係業務の取扱いに当たっては、十分留意の上、業務の円滑な実施について遺漏なきようお願いしたい。

### 記

- 1 特定製造業務についての派遣受入期間の制限については、改正法の施行の日（平成 16 年 3 月 1 日）から起算して 3 年を経過する日（平成 19 年 2 月末日）までの間は 1 年、平成 19 年 3 月 1 日以降は最長 3 年とされていること。
- 2 平成 18 年 3 月 1 日に特定製造業務についての労働者派遣の受入れを開始する場合においては、平成 19 年 2 月末日までの間に、
  - ① 労働者の過半数代表者等の意見聴取を行った上で、労働者派遣を受け入れようとする期間を定め（労働者派遣法第 40 条の 2 第 3 項及び第 4 項）、
  - ② 派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を通

知し（労働者派遣法第26条第5項又は第40条の2第5項）、  
③ 労働者派遣契約を締結し、又は労働者派遣契約を変更したときは、  
平成19年3月1日以降も、最長3年まで（平成21年2月末日まで）継続して労働者派遣を受け入れることが可能であること（平成18年3月1日前に①から③までの事項を行うことも可能）。

<参考>

